

中華人民共和国婚姻法の動向

——計画出産政策と婚姻法——

七 野 敏 光

はじめに

- 一 新原則追加の背景
- 二 法定婚姻年齢と晩婚奨励活動
- 三 婚姻禁止範囲の変更
むすびにかえて

はじめに

一九六六年に発動され、中国全土を混乱の渦に巻き込んだ文化大革命は、一九七六年一〇月の江青等四人組逮捕によって終焉を迎える。以後中国は革命のさなか完膚なきまでに破壊つくされた法制度の再建にのりだすことになる。一九七八年三月、第五期全国人民代表大会第一回会議での憲法の採択、一九七九年七月、第五期全国人民代表大会第

二回会議での七件の法律（地方各級人民政府組織法、全国人民代表大會および地方各級人民代表大會選舉法、人民法院組織法、人民檢察院組織法、刑法、刑事訴訟法、中外合資經營企業法）の採択と、国政・司法の基礎となる重要な立法が相次ぐ。また、一九七九年一月には「中華人民共和国が建国以来制定した法律、法令の効力問題についての中華人民共和国第五期全国人民代表大會常務委員會第一二回會議の決議」において文革期に停止されていた諸法令の効力があらためて確認される。

こうした一連の法制整備の背景のもとに、一九八〇年九月一〇日、第五期全国人民代表大會第三回會議は「中華人民共和国婚姻法」を採択公布した。同法は翌一九八一年一月一日より施行され、同日をもって一九五〇年五月一日に公布施行された婚姻法は廃止された。建国直後の時期にあって、土地改革法・労働組合法とともに三大立法の一つとして公布施行され、社会改革の重要な部分を担ってきた五〇年婚姻法から八〇年婚姻法へと、新中国婚姻法の歴史は新たな一步をふみだすことになるのである。

全国人民代表大會常務委員會法制委員會副主任武新宇氏の修改草案説明によれば、八〇年婚姻法は「一九五〇年に頒布された『中華人民共和国婚姻法』を基礎として、三〇年にわたる実践経験と新たな情況、新たな問題によって修訂されたもの」であり、あくまで五〇年婚姻法を基礎とする。基本原則について、五〇年婚姻法第一条に掲げられた四つの基本原則、『男女の婚姻の自由』、『一夫一婦制』、『男女の権利の平等』、『婦人や子女の合法的利益の保護』は、若干の修正を加えられながらも堅持されている。これらの基本原則は旧中国社会で行われてきた婚姻制度を廃止し、そうした婚姻制度のなかで生成強化された不合理な身分秩序・状況を取り除こうとした一九三一年中華ソビエト共和国婚姻条例以後の新中国婚姻法の真髓であり、それゆえ八〇年婚姻法にも連綿として受け継がれたのである。

ただ、これら四つの基本原則の堅持とともに、八〇年婚姻法には《計画出産の実行》という、五〇年婚姻法にみられない新たな一原則が加えられる。これは日々深刻化する人口問題に対処するため当時強くうちだされた人口抑制政策¹¹計画出産政策遂行の必要から婚姻法に盛り込まれた原則であり、本原則に対しては公布当初から今日に至るまで一貫して高い重視の度合いが示されてきた。八〇年婚姻法公布以後、従来からの四つの原則に比して常に突出した強調が《計画出産の実行》のために繰り返されてきたといえよう。たとえば、一九九〇年五月に開催された婚姻法の記念集會を紹介する北京週報の報道「婚姻法で社会変革を促進¹²」は、その多くの部分を計画出産に関する記事のためにさかれており、見出し語とは裏腹に計画出産活動の宣伝記事とも見まがうべき内容に仕上げられている。このため、婚姻法は計画出産政策貫徹のための手段と化してしまったのか、という印象さえももわれわれに与えることになる。

本稿では、こうした今日の婚姻法の状況を将来した八〇年婚姻法における《計画出産の実行》という新原則追加の背景について簡単にふれたのち、その関連で施された諸改訂中婚姻年齢の引き上げ、禁婚親範囲の変更といった婚姻成立の要件に関する改訂に含まれるいくつかの問題について考察をしてゆきたい。

- (1) 新華月報、一九八〇年九号、二五頁。
- (2) 八〇年婚姻法第二条では、《男女の権利の平等》が《男女の平等》、《婦人や子女の合法的利益の保護》が《婦人、子女および老人の合法的利益の保護》となっている。前者は三〇年間における婦人の地位向上を反映する修正であり、後者は文化大革命中に老人が虐待された事実に対する反省から、とくに老人保護の姿勢を婚姻法上明確にしたものである。また後者は、老人保護を明確にすることによって、後にのべる「一人っ子政策」を支持する意味合いも込められている。
- (3) 北京週報、一九九〇年六月五月号。

一 新原則追加の背景

建国直後の中国には、急速な人口増加をもたらす新旧二つの要因があった。抗日戦線およびそれに引き続く内戦の終結。五〇年婚姻法施行にともなう婚姻人口の増加。両者は解放後の新たな状況が生みだした人口増加の要因である。戦乱に明け暮れた社会が安定し、かつ多額の聘財が必要とされる旧来の婚姻制度のもとでは婚姻不可能だった多くの人々がいまや婚姻可能となり、一斉に婚姻生活へとはいったのである。それだけでも急速な人口増加は必定といわねばならない。しかも中国には「伝宗接代」「多子多福」に代表される旧来からの伝統的観念が根強く残存しており、これらが上記の新たな状況とともに大きな人口増加要因として作用した。祭祀継承を重んずる人々は、祭祀継承者たる男児をもうけるまで断固として出産を繰り返し、また人々は家庭内労働力の確保と老後の自らの生活保障のため、一人でも多くの子供、とりわけ男児を出産しようと努めた。新旧二つの要因が相い須って急速な人口増加に拍車をかけたといえる。建国直後には、五億四、〇〇〇万人程だった人口が、一九五四年には六億人、一九六九年には八億人と急速な伸びを示すのも無理からぬことである。ところが、こうした急速な人口増加に対し、政府は必ずしも適切な人口抑制政策を講じてこなかった。そればかりか、ときには人口抑制に反する態度さえもみられた。たとえば、北京大学学長で経済学者だった馬寅初は、はやくも一九五七年に人口抑制の必要を論じたが、大躍進政策の進められるさなか、「新マルサス主義者」というレッテルを貼られ、一九六〇年には学長の職を追われている。その後中国社会は、文化大革命の混沌へと突き進んでゆき、なすすべもなく七〇年代以降の悲劇的な人口状況をむかえることになる。¹⁾

こうした状況のもと掲げられてきたのが、「晩・少・優」をスローガンとする計画出産政策である。「晩」とは、婚

姻と出産の年齢を遅らせること。いわゆる晩婚・晩産の奨励である。「少」とは、少数出産。原則として一組の夫婦に子供は一人とし、第一子が非遺伝性身体障害で労働力をもつようになりえない等、特別な条件のもとでのみ第二子が出産が許される。「優」とは、優秀な人口資質の確保を意味する。人口資質向上の必要からとくに加えられたものである。この計画出産政策は「一人っ子政策」として今日世界に広く知られるものであるが、すでに七八年憲法はその第五三条第三項に「国家は計画出産を提唱し、これを推進する」と規定し、計画出産の推進を宣言した。²⁾ 第二条に「計画出産を實行する」とし、第二条に「夫婦双方は、いずれも計画出産を實行する義務を負う」と計画出産の實行を義務づける、八〇年婚姻法の規定は、この七八年憲法の要請をうけたものである。また、同じく七八年憲法の要請をうけ、計画出産の推進を目的とする地方法規が各地で公布される。たとえば、一九七九年八月「上海市革命委員会の計画出産推進に関する若干の規定」、一九八〇年二月「広東省計画出産条例」等である。³⁾ 具体的な晩婚・晩産年齢、計画出産政策への服従・不服従に対する優遇措置、あるいは制裁措置等は、各地のさまざまな状況を勘案しつつ、これら地方法規のなかで詳細に規定されてゆく。⁴⁾ ただ、この時期に制定準備を進められていた国家法である、計画出産法はなんらかの原因から早期の制定を見合わせられ、以後おりにふれてその必要性を説かれつつも、一九九一年現在に至るまで公布をみていない。その制定が見合わせられた理由は必ずしも明らかでない。「計画出産法は、早期制定を迫られているきわめて重要な法律である。國務院計画出産弁公室はすでに草案を作成、さらに何回も手直しを加えた。法制委員会もくりかえし討議し、婚姻法とともに今大会の審議に付する予定であった。しかし、計画出産は新しい活動で、数年らい大きな成果をおさめ、多くの経験を積んだとはいえ、問題も少なくなく、各方面の意見もまだまだ一致を見ず、法律制定の条件がまだ熟していないため、今大会に提出できなかった。ただ、婚姻法改正案の中で、

夫婦は双方とも計画出産を實行する義務がある、結婚、出産を遅らせることを奨励するべきであると明確に規定した。今後ひきつづき経験を総括し、意見を求め、できるだけ早く制定する」という、第五期全国人民代表大会第三回会議での、同大会常務委員会副委員長彭真氏の計画出産法および八〇年婚姻法の計画出産条項についての説明は、なんら具体的理由をのべるところがなく、しかもこの説明だけが制定を見合せられた理由を推察し得る唯一の手掛かりなのである。⁶⁾が、この説明から八〇年婚姻法公布以後《計画出産の實行》だけが突出して強調される理由がおのずから推察可能である。すなわち、婚姻法と計画出産法は本来兩者相い伴って計画出産活動を支持すべく制定を計画されていたのであり、一方の計画出産法の制定が見合せられるという事態のもと、その原因はなんであれ、とりあえずはその欠を補うべく機能することが、八〇年婚姻法の計画出産条項に強く期待されることになったと推察し得えよう。事実、一九八一年八月四日、上海市人民政府公布の「上海市の計画出産推進についての若干の規定」は、七八年憲法第五三条三項の規定とともに、同年一月一日に施行された八〇年婚姻法第五條「結婚と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」、第二二條「夫婦双方はいずれも計画出産を實行する義務を負う」の規定を法律的根拠としている（同規定前文）。

計画出産法制定が当面見合せられた状況にある中国にとって、憲法をのぞけば、八〇年婚姻法だけが唯一計画出産政策貫徹の法律的根拠なのであり、人口問題が深刻化すればするほど八〇年婚姻法の計画出産条項に対する期待はいや増す。八〇年婚姻法の五つの基本原則中、新たに追加された《計画出産の實行》だけが突出して強調されるゆえんである。計画出産活動の話題にふれば必ずそれを支持する法律的根拠として婚姻法に言及することが不可避となるのである。⁷⁾

- (1) 中国における人口抑制の問題を扱ったものとして大塚勝美『中国家族法論』(第一章「転換期の中国の人口抑制の課題と婚姻家族政策の指標」)、若林敬子『中国の人口問題』がある。参照されたい。
- (2) 八二年憲法は第二五条に「国家は、計画出産を推進して、人口の増加を経済・社会発展計画に適応させる」とし、さらに第四九条に「夫婦は双方とも計画出産の義務を負う」と規定し、計画出産を義務づけた。
- (3) 中国研究所編『中華人民共和国主要法令集・第二集』所収。同書にはまた、後述の「上海市の計画出産推進についての若干の規定」も収められる。
- (4) 若林前掲書六四頁以下には、中国各省市の計画出産条例(一〇種)の内容がきわめて見易く図表化される。参照されたい。
- (5) 新華月報、一九八〇年九号、二二頁以下。本稿引用は北京週報、一九八〇年九月三〇日号、二七頁に掲載された日本語訳によった。
- (6) この理由について、若林前掲書四二頁、中国研究所編『中華人民共和国基本法令集』解説篇に収められた国谷知史氏解説(同書五三三―五三六頁)に若干ふれるところがある。参照されたい。
- (7) たとえば、先に紹介した婚姻法の記念集会席上での全国政協副主席錢正英氏の発言「八〇年『婚姻法』にもとづいて、わが国の夫婦はともに計画出産を実行することを義務づけられており、それによって計画出産活動の展開は法律的に保障され、推進されている」などは、このことをよく示している。

二 法定婚姻年齢と晩婚奨励活動

五〇年婚姻法第四条は「男は二〇才、女は一八才にたつすれば結婚することができる」と、男二〇才、女一八才を法定婚姻年齢としていた。この年齢は、当時の中国一般人の年齢計算方法にしたがって、満年齢ではなく、数えの年齢とされる。¹⁾ 八〇年婚姻法第四条は「結婚年齢は、男は満二才、女は満二〇才より早めてはならない。結婚と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」と、五〇年婚姻法に比べ男女それぞれの法定婚姻年齢を二才引き上げた。

年齢計算方法の差異も含めると二才以上の引き上げである。しかも「結婚と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」と、晩婚奨励の一句を条文中に盛り込んだ。これは若年の結婚が往々にして多産につながる事実を考慮しておかれた規定であり、同時に出生サイクルの鈍化を目標とするものである。中国の婦人全体が出生年齢を二五才以後に遅らせるならば、一〇〇年以内の出生世代を五世代から四世代に減らすことができるとの説明が、中国ではしばしば繰り返されるが、この出生サイクルの鈍化によって減少し得る出生児数は一億人にもおぼると考えられている。⁶⁾

ところで、晩婚奨励は八〇年婚姻法によって始めて人々の生活のなかにもちこまれたのではない。すでにその施行以前から、各地の計画出産関係立法に基づき、職場等の団体を中心にさかんに展開されていたものである。その一方、五〇年婚姻法の規定する、男二〇才、女一八才という法定婚姻年齢は、文化大革命中の法制度破壊と、それに続く晩婚奨励活動により事実上反古と化し、顧みられることもなかった。こうした状況のなか、八〇年婚姻法第五条が、男満二二才以上、女満二〇才以上という法定婚姻年齢を再び明確にすると同時に「婚姻と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」と、晩婚奨励活動に対する支持をも表明することは、われわれに一つの疑念を抱かせる。実際問題として中国の青年男女は法定婚姻年齢に達すれば、本当に婚姻可能なのだろうかという疑念である。婚姻法上の根拠のない従来にあつてさえ、各地の計画出産関係立法を後盾として晩婚奨励活動がさかんに展開され、法定婚姻年齢は顧みられることもなかったのである。たとえば、「広東省計画出産条例」第四条などは「結婚の登記を要求する者が晩婚年齢の定めに合致しない場合、教育して結婚をやめさせ、自覚して晩婚をおこなうようにすべきである」と規定し、登記機関がいわゆる晩婚年齢に達しない青年男女の婚姻登記を受け付けられないよう要求する。婚姻法を後盾とした晩婚奨励活動のより一層の展開が予想される今後、気がつけば再び法定婚姻年齢が反古同然となり、ひとり

晩婚年齢だけが行われているという事態も十分に考えられる。

こうした疑念は、八〇年婚姻法の公布施行とほぼ同時期に変更された婚姻登記手続に目を向けたときより強められる。婚姻登記は婚姻法の規定にもとづく適正な婚姻を保障すべく採用された制度であり、一九五五年五月には登記実務を規律すべく婚姻登記弁法も公布される。その後同法は、一九八〇年一〇月、一九八五年一二月と、二度にわたる改訂を加えられることになるが、ここで問題となるのはそのうち八〇年婚姻登記弁法における改訂の一部であり、登記手続きの繁雑化とも呼ぶべきものである。^④婚姻登記手続きについて、五五年婚姻登記弁法第二条は「結婚する男女双方は、みずから所在地の結婚登記機関に出頭し、結婚申請書に記入して登記を申請しなければならない」と規定するのみであるが、八〇年婚姻登記弁法第一条は「結婚を申請する男女双方は、本人の戸口証明ならびに所属生産大隊または工作单位が発行した本人の出生年月日・民族および婚姻状況に関する証明を持参して、一方の戸口所在地の婚姻登記機関に二人で結婚登記を申請しなければならない」と、五五年婚姻登記弁法では不要だった戸口証明と職場の発行する証明（以下、《職場の証明》と略称する）を携え登記機関に赴くことを要求する。そこで八〇年婚姻法施行以後、婚姻登記を行おうとする青年男女は、まず証明の発行をそれぞれの職場に対して申請することになる。ところが、ほかならぬ職場こそが晩婚奨励活動を中心となって展開している団体である。そのため法定婚姻年齢には達していても晩婚とはいえない青年男女に対しては、晩婚年齢に達するまでの婚姻の延期を説得することが予想される。この説得は八〇年婚姻法第五条の「結婚と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」という規定に応えた行動であり、以前にもまして強い説得活動が展開されるだろう。婚姻登記をのぞむ青年男女が、法定婚姻年齢に達していることを理由にあくまで証明の発行を要求すれば、職場は晩婚奨励の立場からあくまでそれを拒む。晩婚奨励活動の

徹底度は生産達成度とともに職場の評価にかかわる問題でもある。奇妙なことではあるが、八〇年婚姻法第五条「結婚年齢は、男は満二二才、女は満二〇才より早めてはならない。結婚と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」という、同一条文の前段と後段をそれぞれの後ろ盾として、青年男女と職場がそれぞれの主張を繰り返した結果、職場があくまで証明の発行を拒むといった事態が往々にして生じうるのである。五五年婚姻登記弁法下でも職場の強い婚姻延期説得を受けて青年男女が婚姻登記を済ませることは事実上難しかっただろう。晩婚奨励活動にしたがわなかったため、以後職場内で生じ得るさまざまな軋轢を覚悟せねばならない。しかし、《職場の証明》の提出が義務づけられた八〇年婚姻登記弁法下では、それを得られない青年男女は、たとえ法定婚姻年齢に達していても、事実上ではなく法的に婚姻登記が不可能となるのである。こうした状況のなか男満二二才、女満二〇才の法定婚姻年齢が再び一顧だにされなくなったとしてもなんら不思議はない。

一九八五年、婚姻登記弁法に一つの規定が追加される。第五条「結婚を申請する当事者が組織または他人の干渉により必要な証明が得られないときでも、婚姻登記機関は、調査のうえ確かに婚姻法および本弁法の規定に合致していることが明らかになった場合は、登記を認め、『結婚証』を発給しなければならない」という規定である。いうまでもなく、《職場の証明》が得られないため婚姻登記不可能な事態に陥った青年男女を救済するための規定である。本規定の追加によって、法定婚姻年齢が反古と化する状況には一応の歯止めをかけられる。それまでなし崩し的に忘れ去られようとしていた法定婚姻年齢を再認識させる大きな前進として評価し得る。だが実際問題として、この八五年婚姻登記弁法の規定を後ろ盾として職場の婚姻延期説得に対抗することもまた容易なことではない。晩婚奨励活動に対する不服従を原因として生ずる軋轢以上のものが以後職場で起こることを覚悟のうえで同規定を援用しなければ

らないだろう。この規定援用を、職場が必ずしも合理的行動として認めてくれるとは限らない。甚だしい場合には、職場倫理から逸脱する行為と目される可能性すらある。そうすると、婚姻は確かに可能ではあるが、婚姻後の生活不安がつきまとうことにもなりかねない。それゆえ、大半の青年男女はこの軋轢を避け晩婚年齢以後の婚姻に甘んじることが予想される。このことからすれば、真に必要なとされるのは、《職場の証明》が得られないため婚姻登記不可能な事態に陥った青年男女のための救済規定ではない。八〇年婚姻登記弁法以前にとられていた手続きのように、真に青年男女の自発的意志による婚姻であり、その他婚姻法に規定される要件をみたまものであれば、《職場の証明》なしでも婚姻登記がなし得る方向への婚姻登記手続きそのものの変更¹¹復旧こそが必要とされているといえよう。

さきにも述べたように、婚姻登記は婚姻法の規定にもとづく適正な婚姻を保障すべく採用された制度であり、とりわけその婚姻が真に男女の自発的意志にもとづいて締結されたものかどうかという点に重大な関心がおかれていた。五〇年婚姻法第六条、八〇年婚姻法第七条がともに、登記の際に男女双方がみ[・]ず[・]か[・]ら[・]登記機関に赴くことを要求するのは、自発的意志による婚姻かどうかを男女双方と対面審査することによって確認するためである。⁶⁾ところが、八〇年婚姻登記弁法による婚姻登記手続きの繁雑化、すなわち《職場の証明》等提出の義務づけは、婚姻が晩婚奨励活動を経たうえで行われるものか、どうかを審査する目的からなされたともみえる。本来の婚姻登記制度とは本質的に異なる、そして状況次第では本来の婚姻登記制度、とりわけ《男女の婚姻の自由》の保障と抵触しうる要素を含んでいるといえよう。

八〇年婚姻法第五条後段の晩婚奨励は婚姻登記手続きと呼応して、きわめて効果的に婚姻年齢を引き上げるべく作用したといえる。これは八〇年婚姻法・婚姻登記弁法の改訂が偶然に重なり、晩婚奨励活動を強く支持する結果となっ

たというのではない。職場の晩婚奨励活動の実態を把握したうえで、そもそも婚姻年齢引き上げを達成すべく巧妙に法が組み立てられていたとみてもあながち誤りとはいえない。

当時の中国の婚姻の現状からみてあまりにも高い法定婚姻年齢は提示しえない。早婚の伝統のある中国社会、とりわけその人口の八〇パーセントを占める農村部にあつては、男二〇才、女一八才という五〇年婚姻法の婚姻年齢でさえも決して低くはなかつたのである。しかし、賞罰を後ろに控えた奨励活動によって、当時ようやく定着しつつあつた各地の晩婚年齢はあくまで維持しなければならぬ。中国社会にとつて人口問題は予断を許さない程深刻な問題として重くのしかかつていたのである。巧妙な法の組み立てはそれ自体問題なしとはいひ難いが、とにかくも苦慮すべき現実に対処する次善の策として採用されたと好意的に理解しうる。しかしそれにしても、こうした法の組み立てが人々の法に対する信頼感を著しく低下させる結果をまねくことは否定し得ないだろう。婚姻は法の他の領域にもまして人々の最もみじかな法領域なのである。法定婚姻年齢に達しているにもかかわらず、婚姻登記弁法の要求する《職場の証明》を提出し得ないため婚姻登記のかなわない青年男女を見るにつけ、婚姻に関する法規のみならず法全体への不信感というものが確実に醸成されてゆくと思われる。このことは中国の法制度の将来にとって大きな問題を残すことになるう。

(1) 幼方直吉・長谷川良一訳／陳紹禹「中華人民共和国婚姻法起草經過及び起草理由に関する報告(一)」(法社会学第一卷二二号、一一九頁) 参照。

(2) 婚姻法の記念集會席上での国家計画出産委員會主任彭珮雲氏発言。

- (3) 婚姻登記制度の意義については、陳紹禹前掲論文、一三一頁以下参照。
- (4) この他、八〇年婚姻登記弁法における問題点として、五五年婚姻登記弁法には存在した登記機関と登記申請者の間に紛争が生じた場合の処理手続きが、八〇年婚姻登記弁法では削除されていることが、浅井敦「中華人民共和国婚姻法・同関連法令の根本問題」(『中華人民共和国主要法令集・第二集』一三頁)で指摘されている。
- (5) たとえば、「上海市革命委員会の計画出産推進に関する若干の規定」第一五条には「晩婚、計画出産工作に対し、顕著な成績を収めた単位と個人(科学研究者、医療関係者、幹部、地域の先進分子)には表彰と物質的奨励が与えられなければならない」とある(『中華人民共和国主要法令集・第二集』五〇頁)。
- (6) 両次の婚姻法はそれぞれ以下のように規定する。五〇年婚姻法第六条「結婚は、男女双方がみずから居住区(区・郷)の人民政府にむいて登記しなければならない」、八〇年婚姻法第七条「結婚しようとする男女双方は、みずから結婚登記機関にむいて結婚登記をしなければならない」。

三 婚姻禁止範囲の変更

五〇年婚姻法第五条は傍系血族間の婚姻禁止範囲について、「五代(八親等)内の傍系血族間における結婚禁止の問題は、慣習にしたがう」と規定した。この規定の實質的意義は「慣習にしたがう」というかたちで五代内の傍系血族間の婚姻を基本的には禁止する一方、中表婚と呼ばれる婚姻形態を許容するものであった。¹⁾

ところで、この規定にみえる「五代」とは宗族を指標する語であり、婚姻法の趣旨は宗族間の婚姻を禁止することにほかならない。いわゆる同宗不婚の原則を維持したのである。中表婚とは表兄弟姉妹(父親の姉妹の子、母親の兄弟姉妹の子)間で行われる婚姻であり、親族が相集美まって居住する社会状況のもと、同宗不婚に抵触しない便法として、広く人々の間で実行されていたものである。血縁関係の遠近からみれば、中表婚は四親等の傍系血族間の婚姻

であり、近親婚の最たるものである。が、あくまで宗を異にするいとこ間の婚姻であり、同宗のいとこである堂兄弟姉妹（父親の兄弟の子）との婚姻のように、同宗不婚の原則に制限されることはない。五〇年婚姻法制定当時、血縁関係の遠近からいえば、同じく四親等のいとこ婚でありながら、同宗である堂兄弟姉妹間の婚姻が禁じられ、不同宗である表兄弟姉妹間のそれが許容される不合理を指摘し、中表婚禁止を求める意見も提出されるが、結局は「慣習にしたがう」というかたちで実質的に中表婚の許容が決定される。²⁾

八〇年婚姻法第六条は「直系血族および三代（四親等）以内の傍系血族（は結婚を禁止する）」と規定して、この中表婚を明確に禁止する。そしてその禁止は重大な意義をもつものであると、内外の評価をうけている。「改訂作業中に」傍系血族間の結婚で生まれた子は、つねになんらかの先天的欠陥をもっている。現在、計画出産を遂行し、子の数が減少しており、さらに人口資質を講究しなければならないので、婚姻法に明確な近親婚の禁止規定をもうけてほしい、という意見が多く地方・部門より提出された。そこで、そうした意見によって、『三代以内の傍系血族』は結婚を禁止する、と草案を改めた³⁾という、武新宇氏の修改草案説明をみても、優生学上問題を含む近親婚の最たるものである中表婚の禁止が八〇年婚姻法における婚姻禁止範囲変更の主眼だったことは確かである。さきにも述べたように、計画出産政策のスローガンである「晩・少・優」の「優」とは、優れた人口資質の確保を指すものにはかならない。出生数は減少させる一方、人口資質はあくまで向上させねばならないのである。だが、変更のもつ意義は決してこれに尽きるものではない。この変更には、宗族の異同から血縁関係の遠近へという婚姻禁止範囲設定規準の根本的転換がみられる。同宗・不同宗を区別せず、すべてのいとこ婚が禁止される一方、四代・五代の同宗傍系血族間の婚姻が、ここで認められることに注目しなければならない。同宗不婚がここで否定されるのである。

五〇年婚姻法は不合理な旧来の婚姻制度の改革を標榜した⁴⁾。五代という宗族秩序を婚姻禁止範囲設定の規準とし、あまりにも広い範囲の傍系血族間の婚姻を禁止する同宗不婚などは本来改革の筆頭にあげられてしかるべきだろう。建国以前の法令についてみると、一九三一年の中華ソビエト共和国婚姻条例こそ「男女が五代以内にある、親族血統の結婚を禁止する」(第五条)として同宗不婚を維持するが、一九三四年の中華ソビエト共和国婚姻法は、すでに「男女が三代以内にある親族血統の結婚を禁止する」(第五条)と、同宗不婚の否定を試みている⁵⁾。この事実は革命政府が早くから同宗不婚は廃止されるべきものと考えていたことを裏付けよう。こうした考えは当然に中華人民共和国政府にも受け継がれてゆき、婚姻法のなかに具現されてもよかつたはずである。だが、実際には五〇年婚姻法は同宗不婚を実質的に許容維持した。同宗不婚は宗族秩序の維持手段として清律以前の法および国民党の法によって人々が実行するよう要求され続けたものである。それゆえ宗族秩序ないしはその支配から人々を解放するためにも同宗不婚を否定することは重要だつたはずである。

では、それにもかかわらず、五〇年婚姻法において同宗不婚を否定し得なかつた理由はなにか。一つには、当時の社会状況がいまだそれをなし得る状況になかつたことが考えられよう。長い年月にわたって生成発展し続けてきた宗族秩序およびそれを支える同宗不婚の原則は、まさに人々の骨肉と化した規範であり、解放直後の中国にとって正面から与するにはあまりにも頑迷巨大な存在だつたのではないだろうか。「慣習にしたがう」ということで、実質的には五代内、すなわち同宗の婚姻を禁止するにせよ、あくまでその禁止を明言しなかつた五〇年婚姻法の規定方法は、陋固な宗族秩序との妥協をなさざるをえなかつた五〇年婚姻法の苦しい状況を表現していると考えられるのである。

このように、宗族秩序と新中国婚姻法のやむをえざる妥協の経緯をみると、八〇年婚姻法における同宗不婚の否定

がいかに大きな意義をもっていたか理解できよう。建国後の新中国婚姻法がはじめて宗族秩序に正面から与した攻撃であり、五〇年近くも以前に一度試み、挫折せざるを得なかった攻撃の再開である。少なくとも中表婚の禁止をはるかに越える大きな意義をもつ。これこそ婚姻法史上の大改革といっても決して過言ではない。

ところが、婚姻禁止範囲の変更に關する武新宇氏の修改草案説明は、この改革的意義についてまったくふれるところがない。⁶⁾同様に、八〇年婚姻法公布以後出版された婚姻法に關する解説書も、この意義についてまったく言及しない。そればかりか、近親婚が人口資質向上の妨げとなることを強く説くあまり、婚姻が禁止される傍系血族の範囲を三代内とした意義をくもらせてしまいそうな記述すらみられる。たとえば、八〇年婚姻法公布直後に出版された『新婚姻法基本知識』は、傍系血族間の婚姻禁止にふれ「わが国の大部分の慣習では、世代が同じか違うかによらず、一般に五代以内の傍系血族同士は結婚しなかつた。これは民族の健康にとって有益であつた」とのべ、五代内の婚姻を禁止した従来の制度を支持するかのとき態度を示す。⁷⁾こうした婚姻法解説書にみえる態度は、今日に至るも基本的には変化していないようである。近年出版された『實用婚姻法学大全』の説明も婚姻法の禁止する範囲外の傍系血族の婚姻を決して歓迎するものではない。「四代以外の傍系血族間で婚姻を行つてよいかどうかという問題については、新婚姻法はいまだになんら制限を加えていない。婚姻当事者の意思とその地方の慣習を考慮して処理することができると、問題の処理について「その地方の慣習」を考慮すべく指示する。この言外に含まれる意味については説明するまでもなからう。また、これに続けて「傍系血族間の結婚で生まれた子が、つねになんらかの先天的な生理的欠陥をもっていることは、実践が証明している。現在、計画出産を遂行し、子の数が減少しており、さらに人口資質を講究しなければならぬので、やはり血縁関係がないか、血縁関係が比較的遠い結婚がよい」と、あくまで傍系血族間

の婚姻について否定的である。⁸⁾

八〇年婚姻法は四代・五代の傍系血族間の婚姻を認め、同宗不婚の原則を否定した。あるいは、当該傍系血族間の婚姻がこの一〇年の間に徐々にでも現実のものとなっていれば、さしもの宗族秩序にもいささかでも動揺の兆しが見られたかもしれない。しかし、上記のような解説書の説明が繰り返されるなか、人々は同宗不婚を旧態依然として不可侵のものとする考えを意識下に維持し続けているのではあるまいか。さきにものべたように、骨肉と化した規範であるがゆえ余程徹底的、自覚的攻撃を加えなければ同宗不婚の自然的崩壊などありえない。宗族秩序も旧態依然として存続を認められることになる。その意味で、八〇年婚姻法は法文上明確に同宗不婚を否定し、宗族秩序に対する攻撃の姿勢を示したけれど、中国社会が真に宗族秩序に対する攻撃を開始し、そこからの解放を勝ち取るのはまだまだ先のことであり、現在は解放へのほんの端緒にたどりついたばかりだとえる。⁹⁾ しかも、計画出産政策の一環として人口資質の向上が力説され、少しでも血縁関係の遠い者同士の婚姻が薦められる現在において、その前途はなお厳しい状況にあるといわねばならない。

(1) 陳紹禹前掲論文、一三〇頁。

(2) 同右。ここではかなり辛辣に中表婚禁止に対する反論がのべられている。その基調となっているのは中表婚が優生学的にみてなら問題がないということであり、このことからすると、三〇年後に同じく優生学的見地から中表婚が禁止されるのが、少し奇異にさえ思われる。

(3) 新華月報、一九八〇年九号二六頁。

(4) 第一条に「他のものが勝手にきめたり、強制したり、男尊女卑であったり、子女の利益を無視する封建的婚姻制度は廃止

する」とある。

- (5) 福島正夫・宮坂宏編訳『中華ソビエト共和国・中国解放区婚姻法資料』(一九六六年改訂再版)より引用。その後、国共合作時に制定された革命根拠地法は、国民党の法との兼合いからか、あるいはその他の理由あってか、再び同宗不婚を認めることになる。

(6) 註(3)参照。

- (7) 楊文大・鄭立・劉素萍編著『新婚姻法基本知識』(一九八〇年、人民出版社)。アジア経済旬報一二〇〇号以下に日本語訳を分掲。引用は同誌一二〇一号一六頁、田辺智子訳による。

(8) 楊森・江得水・郭陽主編『实用婚姻法学大全』(一九九〇年、中国婦女出版社出版)三三二頁。

- (9) 中華人民民法親族編では、現在でも五代(八親等)内の同宗男女同士の婚姻を禁ずる。民国七四(一九八五)年六月三日
 総統府修正第九八三条。

むすびにかえて

婚姻法はわが国法学界にとって最もよく知られた中華人民共和国法の一つである。八〇年婚姻法もその公布後ただちにわが国法学界に紹介され、さまざまに関心から盛んに議論が展開されることとなった。¹⁾ 本稿はそうした議論展開のなか、なお十分には議論し尽くされなかったと考えられる問題について、一〇年の時を隔ててまさに思いつくままに筆をすすめたものであり、前三節の議論をとりまとめ、強いて一つの結論を引き出すことはしない。その意味では甚だ不完全な論稿である。ただ、「はじめに」でものべたように、婚姻法が計画出産政策貫徹のための手段と化してしまつたかにさえみえる現時点において、本稿があえてこうした問題に言及することにより、新中国社会にとって婚姻法公布の意義とは何であつたのか、という問題を改めて問いなおしてみる一つの契機にでもなれば幸いである。

(1) たとえば、稲子恒夫「中国の憲法改正と新婚姻法」(中国研究一一七号)、同「中国の新婚姻法・再論」(中国研究一一八号)、野村好弘「中国の婚姻家庭法の新展開」(ジュリスト七三三二号)、加藤美穂子「中国新婚姻法見聞録」(中国研究月報三九六号)、同「中国の家族と法(一)」「(二)」「(三)」(時の法令一九四号以下)、宮坂宏「中国の新婚姻法の二、三の問題についての法史的検討」(専修大学法学研究所紀要七号)、等が公布後早い時期に発表された。

〔附記〕 本稿は法制史学会近畿部会(一九九二年一月、於同志社大学)において、その要旨を報告したものである。同会席上で、多くのご教示をいただいた先生方に、記して感謝の意を表したい。

